

平成 18 年度 庄内町水道事業の経営状況

1. 事業概要

1	団体名	庄内町	7	組織概要	<pre> graph TD A[町長] --> B[企業課] B --> C[供給係] B --> D[施設係] B --> E[業務係] </pre>
2	組織名	企業課			
3	事業名	水道事業			
4	管理者	庄内町長 原田真樹			
5	所在地	庄内町余目字滑石1-1			
6	職員数	6名			

2. 業務量

	業務項目	業務量
1	給水戸数	6,639 戸
2	年間総配水量	2,814,924 m ³
3	1日平均配水量	7,712 m ³

3. 財務状況

貸借対照表	項目	金額(千円)	損益計算書	項目	金額(千円)
	総資産	6,662,071		総収入	568,315
	負債	74,378		経常損益	△24,978
	資本	6,587,693		当期損益	△26,113
	累積欠損金	65,264		減価償却前当期損益	99,837

4. 一般会計等の関与

内訳		金額(千円)	備考
1	出資金	10,823	起債元金償還分
2	補助金	0	
3	負担金	0	
4	繰出金	6,664	
	うち基準内繰出	3,074	消火栓維持管理費
	うち基準外繰出	3,590	起債利子償還分
5	貸付金	0	
6	機会費用	0	

5. 企業債等残高

	区分	金額(千円)	備考
1	企業債 (うち公的資金)	2,690,650 (2,690,650)	財政融資資金 1,650,119 公営企業金融公庫 1,040,531
2	借入金	0	
3	その他金銭債務	0	

6. 職員給与の状況

	項目	金額(千円)
1	人件費率	6.3%
2	職員給与費	37,313
3	職員平均給料月額	296
4	職員手当	10,109
5	特別職報酬等	0

7. 水道料金の状況

◆余目地区

(税込)

口径別等	1箇月につき		
	基本料金		超過料金
	水量	金額(円)	1m ³ につき
13 mm	8m ³ まで ただし、4m ³ 以下の 場合は基本料金の 2分の1の額	1,890	224.7
20 mm		2,415	
25 mm		4,200	
40 mm		8,400	
50 mm		14,700	
75 mm以上		23,100	
催芽、育苗ハウス用	1m ³ につき		252
臨時用			504

◆立川地区

(税込)

口径別等	1箇月につき		
	基本料金		超過料金
	水量	金額(円)	1m ³ につき
13 mm	8m ³ まで	1,501	196
20 mm		1,606	
25 mm		2,205	
40 mm		3,570	
50 mm		4,515	
75 mm		6,720	
臨時用	1m ³ につき		399
備考			
1 月の中途において使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。			
(1) 使用水量が、基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額			
(2) 使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、1箇月分として算定した額			

8. 事業評価等の実施状況

(1) 事業の指標(各年度の実績と数値目標)

指標名		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	最終目標
有収率の向上 (%)	目標	89.0	89.2	89.4	89.6	89.8	90.0	91.0
	実績	86.6	85.6					

(2) 事業の評価

評価の項目	評価
【ニーズ】町民ニーズはどうなっているか	かなり高い
【成果度】前年度と比較して実績の向上はあったか	一定である
【効率性】費用対効果はどうなっているか	事業コスト>効果
【効果性】目標に対する進捗状況はどうなっているか	計画どおりである

(3) 方向性

評価の項目	評価
本事務事業を将来的にどのような方向に進めていくか	現状継続
【方向性の理由】 現状のとおり事業継続することによって、従来より培ってきた技術力の継承が図られ、安定供給につなげられる。また、ガス事業と一体的な事業展開をすることによって、効率的な経営を展開できるメリットがある。	

9. 民間的経営手法の導入

	平成17年度までの実績
民間委託の導入	水質検査、検針、漏水調査、メーター定期交換

10. 経費節減等の取組による効果額

	効果額(千円)
未収金の徴収対策	3,444

【用語解説】

- 累積欠損金：各事業年度の営業活動の結果生じた欠損金が、多年度にわたって累積したもの。貸借対照表上の利益剰余金のマイナスとして表示される。
- 出資金：地方公営企業法第18条に基づき、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計に出資されたもので、公営企業の自己資本金となる。
- 補助金：一般会計等から公営企業の特別会計へ各種行政上の目的をもって交付される金銭的給付。
- 負担金：一定の事業等について公営企業を含む特別の利益関係を有する者が、その受益に応じて負担する金銭的給付、又は財政政策上その経費の負担割合が定められている際に負担する金銭的給付。
- 繰出金：地方公営企業法第17条の2、第17条の3に基づき一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計へ繰り出した金銭的給付。なお、「基準内繰出」とは総務省が毎年度発出する「地方公営企業繰出金について」(自治財政局長通知)に基づく一般会計等から繰り出された額を示し、「基準外繰出」とは当該通知に基づかないで一般会計等から

繰り出された額をいう。

- 貸付金：地方公営企業法第18条の2に基づき、一般会計又は他の特別会計から公営企業の特別会計へ貸し付けた長期貸付金。
- 機会費用：一般会計が有する土地等の資産を、公営企業に無償又は低廉な賃借料でその事業の用に使わせた場合に、仮に当該資産を民間に貸し付けた場合に得られるだろうと考えられる賃借料との差額。
- 有収率：年間総配水量に対する有収水量（年間の料金徴収の対象となった水量及び他会計から収入のあった水量）の割合。